

アーキビスト認証委員会（第18回）議事の記録

1 開催日時 令和5年3月9日（木） 14時00分～15時45分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井口 和起	(京都府立京都学・歴史館顧問)
	井上由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)
	福井 仁史	(国立公文書館首席研究官)

(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- (1) 令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）
- (2) 認証アーキビストの更新に係る検討について
- (3) アーキビスト認証に係る拡充検討について
- (4) その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第18回アーキビスト認証委員会を開会する。

本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

始めに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、年度末で大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

当館では現在、令和4年度第3回企画展「衛生のはじまり、明治政府とコレラのたたかい」を1月14日（土）から3月12日（日）まで開催しており、大変好評をいただいている。まだご覧になっていない委員の先生方には、ぜひご覧いただきたい。また、今年度の連携展示企画として、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館において「武蔵野のくらしーはこぶ・はかる・のこすー」を1月14日（土）から4月20日（木）まで、当館と武蔵野ふるさと歴史館との共催で開催している。機会があれば、こちらにも足をお運びいただければと思う。

さて、本日の委員会では、令和4年度の認証結果を報告し、来年度の認証に向けた予定等をご確認いただきたい。続いて、認証アーキビストの更新に係る更新点数や申請手続の具体化についてご検討いただきたい。次に、関係機関等からのご意見を踏まえた「准認証アーキビスト」骨子案について、前回に続いてご検討をいただきたい。この骨子については、今月策定することとしている。あわせて、来年度以降の「准認証アーキビスト」実施に向けたス

ケジュールや手続等について、ご意見を頂戴できればと思う。最後に、本年度実施したアーキビスト認証の普及・啓発活動について報告する。よろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 続いて、本年1月から梅原康嗣さんの後任として統括公文書専門官に着任された中島康比古さんより一言ご挨拶をいただきたい。

○中島統括公文書専門官 皆様、中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在、我が国に281名いる認証アーキビストの一人でございます。私は、平成14年4月に公募による選考で館に採用され、これまでの勤務経験で比較的長く携わったのは閲覧室や研修会場の現場監督のような仕事であった。今振り返ると、それは利用者と資料、研修受講者と専門的知識をつなぐ仕事だったのだと思う。改めて考えてみると、アーカイブズの役割、アーキビストの仕事というものは、人と資料、資料と資料、そして、人と人をつなぐものなのではないかと思っている。そしてまた、委員の先生方にご意見を頂戴しながら検討している「准認証アーキビスト」も、知識・技能等を修得された方とアーカイブズに関わる仕事をつなぐ一助となるものではないかと思う。微力ではあるが、委員会事務局として精いっぱい務めたいと思うので、ご指導のほどよろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 それでは、本日の議題に入りたい。議題1「令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）」について、事務局から説明をお願ひしたい。

議題1 令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）

○伊藤上席公文書専門官 資料1、2に基づき説明

議題1は、「令和4年度の実施結果と令和5年度の実施に向けた対応（報告）」である。資料1から説明したい。「1 令和4年度の実施結果」について、前回の第17回委員会において厳正な審査をいただき、その合否結果を申請者に通知し、12月23日に当館ホームページで公表した上で、令和5年1月1日付で34名を認証した。令和2年度の認証開始以降、認証者数は合計281名となった。別紙1に都道府県毎の認証アーキビスト数を示している。山形県、石川県は、これまで認証者が0人であったが、今年度1名ずつ認証アーキビストが誕生した。

「2 令和5年度の実施に向けた対応」として、今年度の実施結果を踏まえ、大きく3つ挙げている。1点目は「認証アーキビスト審査規則の改正（申請書様式の改善）について」。今回の委員会で頭出しをさせていただき、具体的には次回の委員会で詳細案をお示ししたい。まず、申請者からの申出に基づき、「所属名」と「現住所（都道府県）」の公表・非公表を別個に選択できるよう、様式1及び6における同意欄を分けて設けたい。次に、様式4において、申請者が実務経験の期間を正確に記入でき、事務局も確認が可能となるよう、「勤務形態」と「勤務日数」の欄を分けるなど工夫したい。さらに様式5において「添付資料有り」のチェックボックスを削除し、申請者に対し審査対象となる「紀要の論文等」、「アーカイブズに係る調査研究実績」の添付が必須となること、誤解なく伝わるよう修正したい。2点目は「「認証アーキビスト申請の手引き」の見直しについて」である。当館のシステム更新に伴い、「館が指定するメールサービスによる提出」の方法が変更されることから、この点を含めて、より分かりやすくなるよう「手引き」の見直しを行いたい。3点目は「事務手続きについて」である。過去3回審査を行ってきたが、申請書類の不備については、委員会が認証の審査に必要と認めた場合、追加提出を求めている。令和5年度以降は、委員会における審査をより円滑に行うため、単純な過誤と見なされるものに限り、館長から委員会へ審査を依頼する前に、申請者に連絡・確認したいと考えている。

「3 今後の予定」は、基本的に令和4年度と同様のスケジュールで進めてまいりたい。

「准認証アーキビスト」については、議題3で詳しく説明したい。

資料1については以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、ご意見等があればお出しいただきたい。

○井口委員 今回は、審査結果に対する異議の申立てはなかったということによいか。

○伊藤上席公文書専門官 本日までが期限であるが、今のところ届いていない。

○井上委員 別紙1「都道府県毎（住所地）の認証アーキビスト数」を見ると、住所地で分ける

れているため必ずしも各都道府県の公文書館とリンクしているとは限らないが、今のところ10県で認証者がいないことになる。今年度、認証者がいない県が2県減ったようであるが、来年度以降もぜひ国立公文書館から働きかけをしていただき、さらに減るようにしていただければと思う。そういった働きかけを通じて、公文書館との連携もより深まると思う。よろしくお願ひしたい。

○高埜委員長 井上委員から別紙1のお話をいただいたが、やはり館が存在しない県はアーキビストも少なく、遅れが一目瞭然であり、まだまだ課題がある印象である。

ほかにはよろしいか。それでは、資料2について、事務局から説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料2「認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修について」は、細則の改正に係る事項であり、今回は頭出しとし、次回の委員会で科目の追加をお諮りしたい。

「1 既定科目・研修のフォローアップ」の対象は、学習院大学大学院、大阪大学、島根大学大学院、昭和女子大学大学院、東北大学大学院の5つの大学院と、当館のアーカイブズ研修Ⅰ・Ⅲ、国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジ（長期コース）である。

「2 科目の追加検討」は、今年度も高等教育機関向けの個別説明会を開催したところ、中央大学大学院と筑波大学大学院の手が上がり、現在調整を進めている。詳しくは、様式1をご覧ください。今後、個別科目の内容等が、「アーキビストの職務基準書」に基づく「知識・技能等」の修得が可能となっているかさらに確認し、委員会にご報告したい。

資料2については以上である。

○高埜委員長 資料2は、次回の委員会で審議をする予定であるが、今日の時点でカリキュラムの詳細などをご覧ください、何かお気づきの点があればご指摘いただきたい。

また、この中央・筑波の両大学について、カリキュラムなど何か事務局でお気づきの点、ご説明いただけることがあるならば、少しご紹介いただければと思う。

○伊藤上席公文書専門官 それでは、若干補足したい。まず中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラムは必修10単位、選択は「アーカイブズ学研究A・B」、「記録管理学特講A・B」の各4単位で構成されている。中央大学大学院からの説明によると、必修の10単位の修得及び、「アーカイブズ学研究A・B」、もしくは「記録管理学特講A・B」のどちらかの単位を修得すると、このプログラムを修了できる仕組みとなっている。なお、中央大学大学院には、「インターンシップ（アーキビスト実務研修）」が必修科目として設けられている。

続いて、筑波大学大学院であるが、様式1の裏面のカリキュラムの詳細をご覧ください。必修は「アーカイブズ」、「博物館情報メディア」、「知的財産と情報の安全」、「デジタルヒューマニティーズ」の4科目8単位である。選択必修は、「情報組織化」、「記録情報管理」が各2単位、「日本史特講ⅢA・ⅢB・VA・VB」が各1単位である。選択必修の「履修要件」を見ていただきたいが、「情報学学位プログラム受講者」と「人文学学位プログラム受講者」に分かれている。

○高埜委員長 中央大学大学院では「インターンシップ」を必修にしており結構だと思うが、この点について太田委員に伺いたい。大学側はインターンシップとして様々な計画を立てられるが、受け入れる側である埼玉県立文書館では、何か普通の実務研修と違うことを考えなければならないのだろうか。

○太田委員 大学側がどのような内容を考えているかによるが、私どもの館で言えば、アーカイブズ実習は学芸員実習と同じように館の要項を作成しており、単位取得に実習が必須になっているような大学であればどこでも応募できる形にしてある。中央大学大学院のインターンシップが、当館が用意しているアーカイブズ実習の内容で適するのであれば、申し込んでいただければよい。それとは全く別となると個別のご相談となる。その大学のために個別に実施する、あるいは県庁が様々なインターンシップを受け入れているので、そちらに組み込んで実施するというように、少し工夫が必要になってくる。ただ、アーカイブズ実習の要項を定めている館は少ないので、多くの館では、お話をいただいた際に受け入れられるかどうかを検討することになるのではないかと思う。

○高埜委員長 大学側の取組について、事務局は何か聞いているか。

- 伊藤上席公文書専門官 中央大学大学院から、既に受入先の調整は行っていると聞いている。
- 高埜委員長 大学側のインターンシップ制度について何かご意見があればお聞きしたい。
- 井上委員 専門は異なるが、私の所属する大学では、事前にインターンシップの受入先における実務研修の内容が単位認定にふさわしいものか相当すり合わせを行う。大学での単位認定に値する内容になるようにお願いし、また、終わった後も検証する。恐らく中央大学大学院でも同じようなことをお考えと推察する。
- 中島統括公文書専門官 情報提供となるが、中央大学大学院は2022年度から既にこのアーキビスト養成プログラムを開始しており、インターンシップ（アーキビスト実務研修）を八王子市で実施したという報告が大学のホームページに掲載されている。様式1にある「インターンシップ」は、これと同様のものと思う。
- 高埜委員長 ほかに、この議題で何かあるか。ご発言がないようであるので、事務局では報告のあったとおり、令和5年度の認証に向けて準備をお願いしたい。

議題2 認証アーキビストの更新に係る検討について

- 高埜委員長 続いて、議題2「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局から説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料3に基づき説明

更新に係る検討は、第7回の委員会から始めているが、途中で認証の審査期間や「准認証アーキビスト」の検討等が入ったため、委員の先生方におかれても検討が進んでこなかったという印象もあるかと思う。そこで、「参考1」に、これまでの検討状況を整理している。

まず第8回の委員会で、更新できなかった場合の措置について検討し、「認証の有効期間内に更新できなかった場合であっても、更新点数累積期間（最近5年間）に更新基準点（20点）を満たせば更新申請可能とする」とし、既に令和3年6月に規則改正を行っている。その上で、育児・介護休業における特例措置の検討や、「研修会等」の具体化を中心に検討を進めてきた。育児・介護休業における特例措置の検討については、委員会から、まずは認証アーキビストに係る雇用形態等を含めた現状把握が必要とのご意見をいただき、認証アーキビスト実態調査を実施した。第15回の委員会では、この実態調査の結果を踏まえ、仕事を継続し難い理由が多様であることから、育児・介護といった事項に限定した特例措置は設けないことを決定した。「研修会等」の具体化については、アーカイブズ関係機関協議会の場等において照会を行い、その結果を取りまとめるなど具体化を図ってきた。

資料3の1ページに戻っていただきたい。「2 検討事項」として、本日の委員会において検討いただきたい事項を（1）～（4）にまとめている。まず、（1）認証アーキビスト審査規則別表2に示す「研修会等」の具体的な例示、（2）公文書等の管理に関する委員会・審議会等へ委員として参画した場合の取扱い、（3）被災公文書等の救援活動の取扱いである。（1）は、2ページ目の「別紙」に「よくある質問（FAQ）」記載案として、第15回の委員会で提示したものをさらにブラッシュアップして掲載している。（2）及び（3）についても、更新に係る活動として認められるという方向で議論をしてきたが、今回は「よくある質問（FAQ）」の記載案を提案させていただいた。（4）「研修会等」の参加に係る申請方法については、第15回の委員会でもご検討、ご意見をいただいたが、今回、更新申請者が研修会等の受講により自らが得た知見について、更新申請書に端的に記入することに加え、受講したことが分かる書類の添付（受講証明書、出席者名簿、申込みに係る書類の他、開催案内等）を求めることとしたい。具体的な様式等については、方向性についてご了解いただいた上で、改めて提案したい。

最後に「3 今後の予定」であるが、更新については、令和5年8月までの2回の委員会の中でさらに検討を進め、概ねの結論を得たいと考えている。その後は認証の審査期間に入るので若干時間は空いてしまうが、令和6年12月までには「更新の手引き（案）」について、委員の先生方のご意見も踏まえ検討を行い、第1回更新の1年前となる令和7年1月までには「更新の手引き」を決定、公表して、更新に関する説明会等を実施してまいりたい。

なお、令和7年1月の「更新の手引き」の公表まで何もしないというわけではなく、随時

検討を行い、決定した事項については、速やかにアーキビスト認証ホームページ「よくある質問（FAQ）」等に追加をして、周知を図ってまいりたい。

以上が資料3の説明である。

- 高埜委員長 更新に係る検討は、急がなければならない案件だと思う。更新の時期が迫ってくるので、更新点数をうまく積み上げられないとお考えの認証アーキビストの中には、焦る方もおられるかも分からない。その辺りのことを含めて、ただ今の説明に関して、様々な観点からご意見あるいはご質問などいただければと思う。
- 福井委員 「2 検討事項」の「(4)「研修会等」の参加に係る申請方法」に「受講したことが分かる書類の添付」があり、具体例が示されている。の中で「受講証明書」、「出席者名簿」は分かるが、「開催案内等」では、直接には受講そのものの証明はできない気がする。「開催案内等」も「受講証明書」等と同等に扱われるということか。
- 伊藤上席公文書専門官 具体的にはもう少し詰める必要があると考えるが、「開催案内等」の添付のみをもって受講したことを証明いただくというよりは、「研修会等」の受講により自らが得た知見について更新申請書に端的に記入していただくこととセットで受講を証明していただく、と考えている。「受講証明書」や「出席者名簿」を発行しない研修会も多々あるため、現実的な方法として、こういう形があるのではないかと考えた。
- 福井委員 承知した。
- 高埜委員長 「研修会等」については、事務局として全く考えてもいなかったようなものが出てくることも想定しているだろうか。
- 伊藤上席公文書専門官 資料3の2ページ目の「よくある質問（FAQ）」では、アーカイブズ関係機関への照会結果も含め、「研修会等」を分類した。主要なものは入っていると思うが、当館が「研修会等」の全てを把握しているわけでもなく、また、アーカイブズという非常に範囲が広がるので、ここに掲載している以外のものも出てくると想定している。
- 高埜委員長 2ページの下の方に、「上記以外の公文書等の管理に係る研修会など」とあるため、恐らく様々なところで開催された「研修会等」について、更新点数の対象になるのか問合せがあると思う。その問合せ先を明示し、少しシステムティックにしておいたほうが混乱しない気がしたが、いかがであろうか。
- 中島統括公文書専門官 今回の「よくある質問（FAQ）」の書きぶりについては、これまでの委員会で、「研修会等」の事例が限定列挙のように見えるのではないかとのご意見もあったことから、「記載案」では「広く対象となりえます」という言い方をし、一方で「アーキビスト認証委員会において認められる場合は」「アーキビスト認証委員会が個別に判断します」などという表現にしている。これは最終的には委員会の審査に関わることであり、事務局からどこまで確定的な回答ができるか難しいところもある。ただ、高埜委員長のご指摘のとおり、何かご不明の点がある場合の問合せ先はアーキビスト認証の事務局になるので、線引きというか、その辺はまだ若干検討の余地はあるかと思う。
- 幕田首席公文書専門官 認証アーキビストの初回申請時においても同様に、この実績が「アーカイブズに係る調査研究実績」に該当するかどうかという問合せが相当あった。そのような場合、事務局では、「よくある質問（FAQ）」をかみ砕きながら説明し、最終的には委員会が個別に判断する事項である、ということを繰り返し回答した。更新についても、事務局では「よくある質問（FAQ）」の文言の趣旨をかみ砕きながら説明し、最終的には、委員会で判断するというところで進めてまいりたい。
- 井上委員 これから問合せがあったときに、例えば事前にこの委員会で、ある程度判断して「よくある質問（FAQ）」に追加していく作業をするのか。それとも、更新の申請があったときに判断し、認められなかったら更新できないことにするのか。一旦認証を受けた方が更新をする際、事前にこれでよいかと問い合わせたが、分かりませんという回答がきて、最終的に更新申請のときに駄目でしたというのは、少し厳しい気もするが、その辺はいかがか。
- 幕田首席公文書専門官 資料3の1ページの下に「随時検討を行い」と示しているのとおり、事務局に問合せがあったり、アーカイブズ関係者が集まる場面で認証アーキビストの皆さんが疑問に思っていることが提起されれば、その内容を随時検討を行って、委員会にお諮りして「よくある質問（FAQ）」などへ追加し周知を図り、誤解のないよう更新申請いただける

ようにしたい。その第1弾が、今回の資料3の2ページ、3ページに記載した「よくある質問（FAQ）」の3つである。

○井上委員 承知した。

○高埜委員長 ほかにはいかがか。

○太田委員 今回の資料3の「よくある質問（FAQ）」について気になる点を申し上げたい。

「研修会等」の具体化」の中に、事例として「大会」が挙げられている。まず、研修会は、途中で体調が悪くなり帰ってしまった場合、基本的に認められないと思うし、「3日以上」「1日」と決まっているものは全日程の参加が前提になるだろう。しかし、これが「大会」と言われると、総会から何から全部出席しなければいけないのかという話になる。

日本アーカイブズ学会の例を紹介すると、大会は、総会、講演会、企画研究会、自由論題研究会という4つから構成される。全て出席すると2日間になり、「標準点数」の表でいくと6点になる。ただ、この趣旨からして、総会に出席しなければならないのかとか、講演会も一方的に聞くだけのものであり、企画研究会や自由論題研究会を記載したほうがいいのか。しかしそれでは「標準点数」の表の1日以下の受講になり、3点となる。このように「大会」という表現が適切かどうか、少し気になった。また、一番下の「上記以外の公文書等の管理に係る研修会など」という言い方について、「公文書等」と言うと、アーカイブズに全く関係のない、例えばファイリングシステムのやり方や、ラベルの作り方というような研修会でも含まれてしまうと思う。当然、考え方としては、「職務基準書」の範囲に関わっている研修会ということなのだろうが、この表現だとそういうものも含まれてしまう。

○高埜委員長 今の太田委員からのご意見について、事務局から何かあるか。

○伊藤上席公文書専門官 まず1点目の「大会」の具体的な中身については、点数も関わってくるので、今後具体化を図っていきたい。今回は、まずはこういった「研修会等」は対象になりえるという大枠を「よくある質問（FAQ）」でお示ししたいという趣旨である。

2点目については、太田委員のおっしゃるとおり、認証は基本的に「職務基準書」に基づいている。その「職務基準書」は、実は広く文書管理の上流部分にも関与する形で示している。実際には「職務基準書」と照らし合わせながら、個別に判断していくということになると思う。

○井上委員 今のことも少し関連するが、実際どのような内容の研修を受けたかについては、具体的な内容を様式7に書き込むだけなのか。またはチラシなどを添付いただいて、そのうちのどれに出席したかというようなことも見ていくことになるのか。

○中島統括公文書専門官 様式7を含めて更新申請書については見直したほうがよいと考えている。今回の「よくある質問（FAQ）」は「研修会等」の話が大部分を占めており、これは「(1) 知識・技能等」の修得に係ることである。様式7には「(1) 知識・技能等」以外にも「実務経験」や「調査研究能力」の何から何まで記入できることになっている。その辺も含めて改めて検討していきたいと思う。

最初に福井委員からもご質問があったが、添付書類を求めることについては、証明というよりも、言わば裏づけになる情報と考えている。あくまで審査で求められるのは、更新までの5年間において認証アーキビストの一人一人が、どのような知識・技能等を学ぼうとし、かつ学ばれたのが端的に記入され、それがどのような場であったのかを示していただくことと思っている。そういった観点を含めて見直した方がよいと思っている。

○高埜委員長 それでは、事務局において引き続き、更新の具体について検討いただき、速やかに公表、そしてまた報告いただくということで進めていただきたい。

議題3 アーキビスト認証に係る拡充検討について

○高埜委員長 続いて、議題3「アーキビスト認証に係る拡充検討について」、事務局より説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料4に基づき説明

まず、資料4の別紙1「准認証アーキビスト」骨子案」は、前回の11月30日の第17回委員会においてお諮りしてご検討いただいたところである。それをもってアーキビスト養成

に係る高等教育機関・研修機関、全国公文書館長会議構成館を対象とする説明会を開催し、意見を徴してきた。これを、資料4の「1 「准認証アーキビスト」骨子案についての説明を実施」にまとめている。高等教育機関・研修機関に対しては、昨年12月16日に開催、参加機関数は11機関であった。この概要を別紙2「高等教育機関等への説明概要」にまとめている。さらに1月20日には、全国公文書館長会議構成館向け説明会を実施、参加機関数は46機関であった。2月6日には、アーカイブズ関係機関協議会において説明をし、2月28日には、日本歴史学協会国立公文書館特別委員会との懇談会において説明を行った。

「2 関係機関からの主な意見」をご覧いただきたい。1点目は、「准認証アーキビスト」の認定要件について、原案では「知識・技能等」をもって認定するとしているが、それだけではなく、「調査研究能力」の一部、具体的には修士課程相当の修了を含める必要があるのではないかとのご意見をいただいた。館においても検討したが、「調査研究能力」の一部となる修士課程相当の修了を要件に含めた場合、取得へのハードルが高くなる。また、同じく高等教育機関から反対のご意見もあったため、当館としては、原案どおり「知識・技能等」を修得することにより認定を受けられる仕組みとしたいと考えている。2点目は、高等教育機関側からの意見として、高等教育機関側が取りまとめて申請する方法も検討してよいのではないかというご意見があった。この点については後ほど説明するとおり、取りまとめて申請する方法も設けたいと考えている。

続いて、「3 「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続の検討に係る調査結果（別紙4）」について説明したい。具体的に「准認証アーキビスト」の申請・審査・認定の手続を検討するために、各大学院における「科目修得の確定時期」、「科目修得証明書（成績証明書）の発行時期」、「科目修得見込みと言える時期」などの調査を行った。説明会に参加した高等教育機関は9機関であるが、このうち8機関より回答を得た。なお、研修を実施している国文学研究資料館と当館からの回答は、参考として整理をした。別紙4に回答の一覧を示しているが、資料4の2ページに概要をまとめているため、そちらをご覧いただきたい。

「科目修得の確定時期」は、2月中旬から3月上旬である。学年を2期に分けている場合は、1期目の確定時期が8月下旬から9月上旬になる。「科目修得証明書（成績証明書）の発行時期」は、2月下旬から3月下旬である。学年を2期に分けている場合は、1期目発行時期は8月下旬から9月上旬になる。

この「科目修得の確定時期」と「科目修得証明書（成績証明書）の発行時期」に時間差が発生する場合、速やかに科目修得者一覧を作成して当館へ提出することが可能かを質問したところ、「可」が5機関、「不可」が2機関であった。「未回答」は、実際には両者の時期が同時だとのことである。たとえ速やかに当館へ科目修得者一覧を提出することができたとしても、早くても2月下旬とのことである。

また、「科目修得見込みに係る質問」では、「科目修得見込みと言える時期」を質問したところ、4月中旬から5月中旬とのことであった。「科目修得見込者に係る証明書発行の可否」は、当初の回答では「可」が6、「不可」が2であった。「不可」と回答された大学院へ改めて質問の趣旨等を説明したところ、学生が不利にならないよう発行する方向で調整を行うので「可」でよいとの回答を得た。よって、「可」が8、「不可」がゼロとなっている。

このような調査結果を踏まえ、3ページ目に「申請スケジュール・手続検討のポイント」として3点にまとめているのでご覧いただきたい。まず1点目であるが、この「准認証アーキビスト」は、科目修得が認定要件となるため、申請書類には科目修得証明が必要となる。よって、認定は科目修得以降となる。2点目は、先ほど申し上げたとおり、個人単位の申請が当然基本となるが、高等教育機関が所定科目の修得者を取りまとめて申請することも可能としたいと考えている。3点目は、前回の第17回の委員会においても議論となったが、取得見込みについてである。これは先ほど説明したとおり、高等教育機関側で科目修得見込者に係る証明書が発行できるということで足並みがそろったため、所定科目を修得見込み又は修得済みと高等教育機関が認める者が「准認証アーキビスト」取得見込みとして就職活動することを妨げないこととし、高等教育機関をはじめとする関係機関にも周知すること等を検討したいと考えている。この「准認証アーキビスト」取得見込みの在り方は、基本的には学芸員や司書、教員免許と概ね同様の形である。こういったことまで載せるべきかという議論

はあるかと思うが、新たに「准認証アーキビスト」の仕組みを始めるにあたって考え方をお示しし、関係機関、高等教育機関、それから採用側である公文書館等に周知を図ってまいりたいと考えている。

さて、続いて申請・審査・認定手続を具体的にどのように進めていくかについて、「4 「准認証アーキビスト」申請・審査・認定手続」にまとめている。具体的なイメージは別紙5をご覧ください。先ほど説明したとおり、「①個人による申請」を基本としながら、「②高等教育機関における科目修得者取りまとめ申請」を設けたい。「①申請」は、2月上旬から4月末の3か月程度という長い期間にわたっているが、2月上旬から3月上旬までに受理した申請については4月1日付認定を行い、3月中旬から4月末までに受理した申請については6月1日付認定を行いたい。つまり認定は2回に分けて行いたいと考える。

なぜ2回に分けるのかというと、高等教育機関からは、取りまとめ申請を設けてもよいのではないかと、また、養成コースの修了時に合わせた認定を期待する声があった。そうすると、当館の事務作業も考えたときに4月1日付認定が最も早いパターンになると思うが、そのためには2月上旬から3月上旬までには受付を終える必要が出てくる。4月1日付認定に寄せて認定を1回にすると、大学院によっては3月下旬以降でないと成績証明書が発行できないため、1年間ほど見込みのままになってしまう。逆に6月1日付認定に寄せると、養成コース修了時にできるだけ合わせて認定をしていただきたいという高等教育機関側の希望に沿えなくなる。そのため、2つの申請期間、2つの認定日を設けることで、高等教育機関の要望に沿えるのではないかと考えた。

下段の「「准認証アーキビスト」認定手続の流れ」について説明したい。本日の委員会で「准認証アーキビスト」の骨子を固め、館で決定した上で、今後はこの骨子に沿って規則・細則等の具体化を図ってまいりたい。次回の委員会において規則・細則等の概要をご検討いただき、次々回の委員会で規則・細則等の案を館から提案しご意見をいただき、9月初めには規則・細則等の策定、「申請の手引き」等を公表し、申請に係る説明会の開催を行ってまいりたい。そして、申請書の受付を2月上旬から4月末まで行い、審査を実施、認定を4月1日と6月1日に行うことを考えている。

最後に、別紙1「「准認証アーキビスト」骨子案」をご覧ください。前回の委員会でお示した案から、「9 その他」の3点目「国立公文書館長は認定に関する事務手続（申請書類の提出期限、認定時期等）の予定を館ホームページ等により公表する。」という文言を追記した。こちらは、認定日を2つ設けることや、高等教育機関による科目修得者の取りまとめ申請の方法を設けることが、この「骨子案」から見えないというご意見を事前に委員からいただいたため、整合性を図るために追加をした。

説明は以上である。

- 高埜委員長 委員の先生方からご質問あるいはご確認いただけることがあれば、ご発言をお願いしたい。
- 大賀委員 基本事項の確認であるが、「准認証アーキビスト」の認定要件である「知識・技能等」修得のための大学院の科目や関係機関の研修は、平成23年度以降に限定されるのか。
- 伊藤上席公文書専門官 認証アーキビストの一要件である「知識・技能等」の修得を「准認証アーキビスト」の要件としているため、認証アーキビストと同様に平成23年度以降という限定がつくことになる。
- 大賀委員 認証アーキビストの場合は2号申請があるけれども、「准認証アーキビスト」ではそういうことは考えずに、平成23年度以降に科目修得や研修修了をした1号申請を基本として広げていくという理解でよろしいか。
- 伊藤上席公文書専門官 「骨子案」の「目的」にも書いてあるが、「認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図る。」ことを目的としており、基本的には大賀委員のおっしゃるとおりである。
- 福井委員 「骨子案」の「9 その他」であるが、申請書類の提出期限について疑問がある。さきほどの説明では、4月1日付と6月1日付の2回の認定日を設ける整理になっているが、この4月1日と6月1日の認定日を外し、申請できる状態になったら申請してください

と言って、そこから数か月置いて審査をして認定してしまえばいいような気がする。4月1日と6月1日に認定するのは、事務の簡素化のため以外に何か理由はあるのか。

- 井口委員 私も4月1日と6月1日というところにあまりこだわらなくてもよいのではないかと思う。資料4の1ページ目の「2 関係機関からの主な意見」のところで、「調査研究能力」の一部（修士課程相当の修了）を含める必要がある」という意見に対して、それでは取得へのハードルが高くなるため、「准認証アーキビスト」では「知識・技能等」を修得することにより認定を受けられる仕組みとしたい、となっている。これは、申請者が大学院修士課程に在籍していることを前提に考えられていると思われる。恐らくどの大学院でも科目等履修生制度はあり、大学院に行っていない社会人や学部卒の人たちに対して窓を開いている。ほとんどが前期と後期で半分ずつ単位認定していくので、前期では9月末や10月初めぐらいに単位認定された人がどんどん出てくると思う。そうなると、あまり申請の期限を設ける必要はなく、最終的には委員会で認定するというにすればよいので、10月や11月に申請してきた人も認定すればよい。そんなふうに運用していくことがよいのではないかという気がした。
- 福井委員 付け加えると、私自身は井口委員とは違う考えであり、むしろ認定は年に1回程度に絞らないと事務的に大変ではないかという観点から申し上げた。
- 幕田首席公文書専門官 井口委員のご意見については、事務局でも検討していたところである。今回、4月1日と6月1日に絞っている趣旨は、令和6年度にまず「准認証アーキビスト」を立ち上げようというところから始まっており、その第1回の認定として4月、6月を設けたものである。例えば、令和6年度中に大学院からも今のご指摘のような要望があれば、議論もしながら進めたいと考えている。

また、福井委員のご意見については、事務的なことではあるが、令和6年度中にまず1回目を立ち上げるとした場合、4月1日付の1回のみでの認定では、大学側の科目修得証明書の発行のタイミングによって認定が受けられる人と受けられない人が出てくるのが想定されるため、6月1日付の認定も設けたい、という趣旨である。
- 高埜委員長 確かに五月雨式で申請されても困るけれども、やはり10月認定というのも一つ候補になりそうである。将来的にはあり得る話だと思う。ほかの点から何かあるだろうか。
- 太田委員 質問になるが、先ほどご説明があった別紙5の真ん中に「※2月上旬から3月上旬までに受理した申請については、4月1日付認定（3月下旬に通知）」となっている。別紙1「骨子案」では、「認定証・カードは発行しない」とあるので、事実上は3月下旬の通知が申請者本人への最終通知となる。よって取得見込みで就職活動していた人が、就職先に対し「准認証アーキビスト」が取得できたことについて、何らかの書類を提出しようとする場合、この通知の写しを提出することになると考えてよろしいか。そうであれば3月中であっても認定できるのではないか。3月31日付と4月1日付では、行政では大分違うと思う。
- 幕田首席公文書専門官 別紙1「骨子案」の「8 認定」に、「国立公文書館長は、アーキビスト認証委員会の審査において要件を満たしていると認められた者を公表し、その旨を申請者へ通知する。」とある。「公表」はホームページを考えている。また、申請者宛てに通知が行くので、就職先へその写しを提出することは可能である。その写しの根拠を問われれば、国立公文書館のホームページに載っているため、採用者側も確認は取れる。つまり、二重の確認が取れると考えている。
- 太田委員 それが3月中にできるのであれば、4月1日付認定よりも3月31日付認定にしておいてもらったほうが、採用側にとってはよいのではないか。教員採用試験で免許の取得見込みと言うとき、募集要項には「3月31日までに取得見込のこと」と書かれていたりする。だから、もし募集側がそういうふう書いてしまうと、4月1日付認定では駄目になってしまう。採用側に対しては、認定は4月1日であることをきちんと周知しておくか、あるいは最初から認定日は3月31日付にしておいたほうが無難ではないかという気がする。
- 幕田首席公文書専門官 その件については、6月に採用者側となる全国公文書館長会議があり、あるいは関係機関に幅広くご説明をする中で、そういったご意見が多ければ、改めて検討したい。今のところは、さきほど申し上げたとおり、令和6年度中に開始をするということと進めているので、まずは令和6年4月1日付認定を考えている。

- 大友委員 4月1日、6月1日付と2つの認定日があることについて、大学側の事務処理の違いが認定時期を決定してしまうことだと思う。学生たちは同じように努力してきたのに、大学側のシステムの問題で4月1日付と6月1日付に分かれてしまう。任用のときに、やはり4月1日段階で資格を取得していることが採用の上でも重要になる場合があることが、先ほどの話でもあったので、認定日はどこか1つにして不平等が起こらないように、例えば6月なら6月に統一しないと、仕組みそのものが不平等なものになってしまうのではないかと。

教員免許などでは、皆が4月でスタートできるように、どの大学もつくっており、資格制度もそのようにつくられている。ところが、「准認証アーキビスト」の仕組みでは4月1日で足並みがそろわない、大学によって違いがあるということはやはりまずいのではないかと思うが、いかがだろうか。
- 中島統括公文書専門官 今回の点については、採用側の論理、それから、教育をする高等教育機関側の事情、そういったものを勘案して定めていくということになると思う。一方で、それぞれの大学に教育課程の特色があり、先ほど井口委員からのご指摘もあったように、前期と後期でそれぞれ修得者ができることも想定した随時申請、随時認定についても、恐らく議論は広がると思う。今後、高等教育機関や関係機関にも種々ご意見をお聞きして、その中で実現可能な形で、できるだけ公平なものとなるよう進めてまいりたい。
- 高埜委員長 ほかにはよろしいか。ただいまの認定の日付の問題なども含めて、これは次回の委員会で最終決着をすればよいということかと思うので、今日は別紙1の「准認証アーキビスト」骨子案」に「9 その他」の3点目が追記されたが、これも含めた「骨子案」について、本日の委員会で了解することとしたい。事務局では、これに基づいて具体化を進めてもらいたい。その上で、繰り返しとなるが、次回以降の委員会では具体的な規則・細則等の内容について議論をし、確定をしていくということで、今後スケジュールにうまく従った形での仕組みの設計、スタートができるように持っていきたいと思う。

議題3については、以上としたい。

議題4 その他

- 高埜委員長 それでは最後に、議題4「その他」について、事務局から説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料5に基づき報告

令和4年度に実施したアーキビスト認証に係る普及・啓発活動について報告する。

「1 申請者向け説明動画の公開」であるが、目的・仕組みを簡単に説明した動画を6分程度、認証要件・申請手続について「申請の手引き」を基に詳細に説明した動画70分程度、計2つの動画を用意して公開したところ、500回以上の再生回数があった。

続いて「2 説明会の実施」であるが、求めに応じてアーキビスト認証について仕組みや「准認証アーキビスト」の説明も含めて開催したものを列記している。5月から2月末までに計13回実施した。

「3 情報誌・広報誌等への執筆・寄稿」に移る。まず、当館のウェブ媒体の情報誌『アーカイブズ』第84号において、アーキビスト認証関係記事を掲載した。これは当館職員の執筆だけではなく、アーキビスト認証に係る大学院・関係機関の関係者から計4本の論考を寄稿いただいた。裏面に移っていただきたい。同じく情報誌『アーカイブズ』の中に、現在、「認証アーキビストだより」というコーナーを設け、当館の職員を中心に認証アーキビストの方にご執筆いただき、公表している。そして、より広く一般向けの広報誌である『国立公文書館ニュース』において「アーキビストに聞く」というコーナーを設け、館内外の認証アーキビストの方々に対する仕事の醍醐味などのインタビュー記事を掲載している。これまで4人の方のインタビュー記事を掲載しており、館外の方としては神戸大学大学文書史料室の野邑理栄子さんのインタビュー記事を掲載している。その他、行政管理研究センターより寄稿依頼を受け、首席公文書専門官の幕田が執筆をした。

「4 その他」にあるとおり、12月3日（土）に東北大学において、東北大学文学部創立100周年、東北大学史料館設置60周年記念事業の一環として、「認証アーキビスト養成コース開設シンポジウム」が開催された。当館からは館長の鎌田が出席し、祝辞を述べた。ま

た、内閣府公文書管理課の吉田課長も来賓として出席して祝辞を述べられている。

最後になるが、2月23日(木)に「認証アーキビストが一堂に会する会 2023」が、認証アーキビストの方々の自主的な形でオンライン開催された。当委員会の委員でもある井口和起先生が、「認証アーキビストの皆さんへの期待」と題して講演を行った。当館アーキビスト認証担当も「アーキビスト認証について」と題して、改めて目的、経緯、今後の展開などについて報告を行った。こちらの会は認証アーキビストの限定の会ということである。

以上が、今年度行ったアーキビスト認証に係る普及・啓発活動である。

- 高埜委員長 最後にご紹介いただいた「認証アーキビストが一堂に会する会 2023」は、何人ぐらいが視聴されたのか。
- 伊藤上席公文書専門官 主催者に確認したところ、52名の認証アーキビストの方が参加されたとのことである。
- 井口委員 主催者も含めて30人くらい参加してくれたらよいなと思っていたが、結果的に50人近くの出席があり、主催者は大変喜んでいた。
- 高埜委員長 この「認証アーキビストが一堂に会する会 2023」に出席したら、更新の点数になるのだろうか。
- 中島統括公文書専門官 審査をする委員会にお決めいただくことになると思う。
- 幕田首席公文書専門官 認証アーキビスト自らが今与えられた課題をしっかりと抽出して、それをいかによりよくしていく、社会に発表していく場になるかどうかによると思うが、その辺りはこれから詰めてまいりたい。
- 井口委員 「一堂に会する会」では、それぞれがやられている現場の実践報告があり、大変よくまとまったよいものだったと思う。こういうところで認証アーキビストの資格を持って仕事をしておられるのだということが、よく分かる特色ある報告であった。
- 伊藤上席公文書専門官 補足であるが、「一堂に会する会」では最初に井口先生が講演をされて、次に当担当からアーキビスト認証の報告を行い、その後に、認証アーキビストの3名が、それぞれ自らの活動報告を10分から15分程度された。その後、ブレイクアウトルームに分かれて交流が行われた。
- 高埜委員長 こういうことはこれから増えていくであろうし、大いに結構なことであるから、報告者の方々には更新の点数を取得できるほうが刺激になるだろう。議題4について、そのほか何かご意見があるだろうか。よろしいか。
それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。
- 鎌田館長 本日も大変ご熱心にご議論いただき、心から御礼申し上げます。本日ご議論いただいた件については、委員の先生方のご意見を踏まえて当館で引き続き実施に向けて準備を進めたい。次回の委員会では、来年度のアーキビスト認証について、「申請の手引き」等の実施案をご説明したい。また、「准認証アーキビスト」についても、本日頂戴したご意見を踏まえてさらに具体化を進め、その内容について引き続きご審議をいただく予定としているので、よろしくをお願いしたい。引き続き、ご指導、ご鞭撻をいただきたくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。
- 高埜委員長 それでは、事務局から連絡事項をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。
次回の委員会は、5月末の開催を予定している。ご多忙のところ恐縮であるが、ご出席のほどをお願いしたい。
- 高埜委員長 以上をもって、第18回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上